

令和5年

第1回

東京都再犯防止推進協議会実務者会議

令和5年8月30日（水曜日）

東京都生活文化スポーツ局

午後 2 時開会

○共生社会担当課長 それでは、定刻になりましたので、令和 5 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当課長、宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、当会議の座長を務めます生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今よりごあいさつ申し上げます。

○治安対策担当部長 はい、ただ今紹介にあずかりました東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。本年度第 1 回の実務者会議の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき厚く御礼申し上げます。既にご案内のとおり、今年度は、令和 6 年度から 5 か年を計画期間といたします「第二次東京都再犯防止推進計画」の策定に向け検討を進めているところでございます。そのスタートとして、本年 6 月に開催しました再犯防止推進協議会におきまして第二次計画の素案に係るご協議をいただいたところでございます。

本日の会議では、第二次計画に掲げる予定でございます重点課題の中から 2 点を取り上げまして、都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表をいただきまして、その内容を第二次計画にいかん反映させるかご議論いただきたいと思いますと考えております。重点課題 1 「就労・住居の確保等」及び重点課題 6 「再犯防止のための連携体制の整備」を取り上げます。

重点課題 1 に関しましては、東京都産業労働局から「東京都認証ソーシャルファーム」につきまして、また重点課題 6 に関しましては、八王子市様から「同市における再犯防止の取組」について、それぞれご説明をいただくこととしております。説明者の皆さまには、ご協力を賜り誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のご議論を踏まえまして、第二次計画が一層実効性を持つものとなるよう、皆さまと共に検討を重ねてまいりたいと存じます。委員の皆さまにおかれましては、さまざまな観点とお立場からご意見をいただき、闊達なご議論を賜りますようよろしくお願いいたします。

都内における再犯防止施策の推進、そして安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、実効性のある計画を策定していきたいと考えております。

以上で私のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○共生社会担当課長 それでは、協議事項に入ります前に、資料の確認及び出席者の説明をさせ

ていただきます。本日の資料は、議事次第、出席者名簿、「東京都認証ソーシャルファーム」、「八王子市の再犯防止の取組について」、協議会設置要綱及び実務者会議組織運営要領でございます。事前に電子ファイルで各委員のご所属等のご担当者様にお送りしております。

なお、出席者名簿につきましては、先ほどのあいさつにもございました説明者の方を記載しております。

また、今回は、協議会設置要綱第5第2項の規定に基づきまして、実務者会議組織運営要領に定める委員の他に中野区及び瑞穂町にもご参加いただいているところでございます。

それでは、皆さまどうぞよろしくお願いたします。

それでは、協議事項に入ります。

本日の協議事項は、「第二次東京都再犯防止推進計画策定に向けた検討」でございます。

まず、東京都再犯防止推進計画の重点課題1「就労・住居の確保等」に関しまして、東京都産業労働局雇用就業部の中島就労支援施策担当課長から「東京都認証ソーシャルファーム」について説明をいただきます。中島課長、よろしくお願いたします。

○中島課長 はい、ありがとうございます。ただ今紹介いただきました東京都産業労働局雇用就業部就労支援施策担当課長の中島と申します。

本日は、私どもが担当してございます東京都認証ソーシャルファームの事業につきまして説明させていただく非常に貴重な機会をご頂戴いたしましてありがとうございます。基本的に、資料を投影させていただきまして、パワーポイントの資料に基づいてご説明させていただければと考えてございますが、途中6分程度ソーシャルファームの事業を紹介させていただいております動画も作成してございますので、そちらの動画もご覧いただきながら、説明のほうを、約30分とお伺いしてございますけれども進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、流れとしましては、そもそもソーシャルファームとは何なのかというところから始めて、具体的な事例、あとは最後に、ソーシャルファームの事業につきまして今年度以降ちよつと取組を加速させていきたいと思っておりますので、その内容にも触れさせていただきながら説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、ソーシャルファームとは何なのかというところで、お聞きになっている方もいらっしゃると思うんですけども、こちらがソーシャルファームの定義という形になってございまして、ソーシャルファームとは、一般的な企業と同様に自律的な経営を行いながら、就労に困

難を抱えている方、そういった方が必要なサポートを受けて、他の従業員の方と共に働いている社会的企業という形で定義されてございます。

その下のほうの図もご覧いただければと思うんですけども、考え方といたしましては、誰もが生き生きと働いて活躍できるというダイバーシティという観点と、共に活動しながら支え合うというソーシャル・インクルージョン、その2つの観点を併せ持つ社会的企業という形になってございます。

こちらがソーシャルファームの経緯、かなり若い制度という形になっていまして、歴史と呼べるほど深くはないんですけども、若干その背景的なところをご説明させていただければと思います。

ソーシャルファームの発祥は、1970年代、今から約50年前という形で言われてございまして、ヨーロッパのイタリアで、トリエステという地区で誕生したという形で言われてございます。当時、このトリエステという場所に入院型の精神病院がございましたが、そちらに1人の医師が着任したことによって、入院型の精神病院を廃止していこうという動きになりました。入院型の精神病院が廃止されて精神医療が地域に委ねられることになって、今まで入院していた方がその地域で暮らしながら通院して治療をしていくと、そういった形に移行をしたということがございます。生活するためには、やはりお金を稼がなければいけないという形で、そういった精神に疾患を抱える方たちがお金を稼ぐために就労する場として誕生したのがソーシャルファームの原点という形で言われております。

そこからソーシャルファーム、この50年の間に世界各国に拡大してございまして、ヨーロッパの中ではドイツやイギリス、フランス、そういったところに拡大して、今現在ではヨーロッパ全体で約1万社が存在していると言われてございます。また、お隣の韓国、こちらもソーシャルファームの取組を積極的にしてございまして、韓国のほうは、ちょっとこちらに記載がないんですけども、2006年に社会的企業育成法という法律をつくりまして、ソーシャルファームの創設をかなり促進しているという形になってございます。約15年ちょっと前に法律をつくって活動をしていて、これは2年前ぐらいのデータなんですけれども、約、韓国では3,000社を超えるソーシャルファームが誕生しているという形で言われてございます。

また、当初は精神に疾患を抱えた方を対象としていたソーシャルファームですけれども、世界各国にその取組が広がる中で、対象となる方も障害者の方のみならず、通常の労働市場で仕事が見つかりづらい方、そういった方を対象とするような形で対象が広がってきているという

形になってございます。

ここからが東京都の取組という形になります。東京都の取組は、先ほどちょっと触れさせていただいた韓国の取組を基本、参考にさせていただきながら進めた経緯がございまして、韓国のほうでは法律ができているというところになってございますので、東京都ではこちら、条例をつくってソーシャルファームの事業を進めているという形になってございます。

条例の検討につきましては、コロナ前、平成30年にさかのぼるんですけれども、本当にコロナ前でかなり雇用情勢が改善傾向にあったという状況の中でも、働く意欲がありながら仕事に就けていない、そういった人が多数存在していたという状況がございまして。そういった中で、東京都は多様な人材が輝くダイバーシティの実現というところを掲げてございましたので、希望する全ての都民の方が就労して社会の担い手として活躍できるようにしていこうと、そういった都民の方全てを応援していこうと、そういう条例をつくりましょうというのが平成30年に決定されまして、そこから取組が動いているという形になってございます。

下の経緯のところをご覧いただければと思うんですけれども、そういった方向性が決まりまして、まずは有識者会議、こちらを立ち上げてまして計8回ソーシャルファーム等の施策、併せて国内外の事例等も調査しながら検討を進めてきてございます。その翌年の2019年12月にまずは条例、こちらが一番上のほうにございます、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を作成してございます。

こちらが条例のポイントという形になってございまして、大きく4つございます。1つがソーシャル・インクルージョンという形で、東京都や、都民の方、事業者の方が相互理解を深めて、社会の一員として共に活動しながら支え合っていきましょうという観点、併せて、就労に困難を抱える方の支援というところで、さまざまな理由から就労に困難を抱えている方に向けて配慮すべき実情等に応じた支援を行っていきましょうと。また、事業者の方への支援ということで、そういった就労に困難を抱える方の雇用、その継続がそれぞれの事情等に配慮して行われるように事業者の方も支援していきましょうと。

最後が、ここが1つ大きい特徴的なところなんですけれども、ソーシャルファームの創設・活動の促進、こういった項目を立てまして、ソーシャルファームの創設や、その活動を支援するために、支援対象となるソーシャルファームを認証していきましょうという形で、この4つがこの条例の大きなポイントという形になってございます。

続きまして、この条例に基づいて私ども東京都のソーシャルファームを認証してございます

けれども、認証の要件というのが大きく3つございます。

まず1つ目が、事業からの収入を主たる財源として運営している、私ども自律的経営と呼ばせていただいておりますけれども、補助金とかそういった支援等によらずに、企業様の営業活動の中で生み出した資金でソーシャルファームを運営していただくという形が1つ条件となっております。

併せて、2点目につきましては、就労困難者と認められる方、こちらを相当数雇用していること。こちらについては、後ほどまたちょっと下の段でご説明させていただければと思います。

あともう1点が、職場において就労困難者と認められる方、こちらが他の従業員の方と共に働いていただいている、この3点が認証の主な要件という形になってございます。

先ほど申しました就労困難者と認められる方というのが、基準としては2つ設けてございまして、まず大前提といたしましては、就労を希望していただいているという前提がございまして、

ただ、就労をご希望いただきながら心身の障害をはじめ、社会的、経済的、その他の事由によりまして就労することが困難である方、もう1点が、東京都の認証審査会というのを私ども運営してございまして、そちらの審査会の中で、その方の就労に関しまして配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた方、この2点が就労困難者と認められる方の基準という形になっています。広く多くの方が就労に困難を抱える方という形になり得るような形で基準のほうは広く構えてございまして、障害をお持ちの方をはじめ、例えば元ひきこもりの方であるとか、あとは刑務所出所者の方、そういった方たちが就労困難者という形で認められる者として、今、ソーシャルファームで活躍いただいているという形になってございます。

併せて、就労困難者と認められる方につきましては、相当数雇用というところが上段にございましたが、その相当数というところ、最後のポツのところですが、全従業員のうち20%以上の雇用が認証の要件という形になってございます。

ただ、認証につきましては、法人様を単位としているわけではなくて事業所を単位とさせていただきますので、1つの事業所の中で、例えば10人の事業所がございましたら3名の方の雇用があれば認証の要件をクリアするという形になってございます。

続きまして、こちらが就労に困難を抱える方の具体的な事例ということで、これは今まで認められた方の事例を2つほどご準備させていただいてございまして、まず、事例の1というところが、発達障害がある方になります。理由としましては、やはりそういった障害の特性から同時に並行して2つ以上の仕事を行うことができないとか、また、1つのことに集中し過ぎて

しまって疲れやすい、そういった状況からなかなか一般の就労が難しいという状況に置かれていた方でございます。そういった方につきましては、やはりご本人のご希望というところも配慮すべき、していただきたい事項として、まず業務の優先順位を決めて業務を行えるような環境を用意してほしいとか、また、長時間勤務が難しいのでちょっと定期的に休憩が欲しいとか、そういった実情等がございまして、そういった実情にやはり配慮すべき支援が必要だろうというところで就労困難者として認められているという形になってございます。

もう一つの事例が刑務所出所者の方で、やはり雇用されることについて企業の他の従業員様からの理解が得づらいとか、また、出所してすぐに働きたいというところで、住まいがなかなか見つからないとか、生活基盤が整っていない、そういったところを配慮してくださいという形で話がございまして、配慮すべき実情のところ、やはり同僚の方の理解であるとか、住居の確保、そういったところが配慮すべき実情として認められるでしょうというところで、この方も就労に困難を抱える方という形で認められて、今ソーシャルファームの中でご活躍いただいているという形になってございます。

これ以外にも、私どもポータルサイトを設けてございまして、そこにさまざまな事例を記載させていただいてございますので、ぜひ他の事例もご覧いただければと思っております。

いったん、ここでソーシャルファームにつきまして、動画のほうで紹介させていただきたいと思っておりますので、約6分程度でございますけれども、ご覧いただければと思います。

<動画「“就労に困難を抱える方が働く社会的企業” ソーシャルファーム PR 動画」 上映>

○中島課長 ご視聴ありがとうございます。今の、動画の中で出ていた3事業所様、事業2年目に認証に至った事業者様でございますけれども、障害者の方とか、ひきこもりの方、お子さまが障害を抱えていらっしゃる親御さんとか、そういった方たちがかなり活躍されている事業者様という形になってございます。

先ほど、動画の中でも東京都の支援という形でお伝えさせていただいておりますけれども、東京都では、ソーシャルファームの検討を始めていただいた事業者様で、かつ、検討期から、創設の準備段階、最終的にソーシャルファームとして認証された後の運営の時期、その3つのそれぞれの時期、それぞれに応じた支援策を準備させていただいております、かなり初期段階から伴走型という形で支援をさせていただいております。

併せて、この事業につきましては、東京しごと財団でも、後ほどちょっと出てきますけれども、ソーシャルファーム支援センターという支援センターを設けてございまして、そちらでも支援をさせていただいております。こちらは、基本的には事業者様向けというところの資料でもございますので、ざっと後ほどお目通しを頂戴できればと思います。運営費等補助金のほうも潤沢に出ますという形の資料になってございます。

併せて、昨年までもそうなんですけれども、情報発信やセミナー、こちらのセミナーのほうは定期的にやっておりますし、あとはホームページも作成してございますので、適宜ご覧をいただければと思っております。こちらが支援センターの情報になります。

次に、現在の認証の状況でございますけれども、制度につきましては令和2年度から募集の開始をさせていただきまして、令和2年度の末に全国初の認証ソーシャルファーム、初めは3事業所でございますけれども誕生してございます。そこから毎年募集、認証ソーシャルファームの公表という流れを繰り返させていただいて、本日現在、認証ソーシャルファームにつきましては33の事業所を認証させていただいております。

併せて、ソーシャルファームの計画を認証させていただく予備認証という区分も設けてございまして、今その予備認証を受けてソーシャルファームの認証に向けて取組をさせていただいている事業者様が今13あるという形で、今、合計46の事業所がソーシャルファームとして活動いただいているという形になってございます。

あとは、先ほど動画のほうにもございましたけれども、具体的な事例を2つほど、こちらスライドという形ですけれども、ご準備させていただいております。両事業者様とも、協力雇用主という形で、主に出所者の方の雇用に取り組んでいらっしゃる事業者様になってございます。

1つ目の事例につきましては、こちらが関東一円の大型開発物件に多く携わっていらっしゃる、ビルや建築物の内装解体工事であるとか、土木工事を行っている事業者様になってございます。

こちらの事業者様が、ホームページ等にも書いてあるんですけれども、やはり取引先とか、あと従業員の方との出会い、そういったものを、一期一会を非常に大切にされている事業者様という形になっておりまして、特に従業員様との出会いというのを非常に大切にされていて、本当に従業員様を大事にされている事業者様という形になってございます。

もう1点ですね、ちょっと建設関係の事業者様が2つ並んでしまったんですけれども、もう

一つも、こちらは土木建設業を営んでいる事業者様で、この事業者様も、もう本当に企業理念として人材は宝というのを理念に掲げておりまして、刑務所の出所者の方の就労、これを本当に積極的に進めていらっしゃる事業者様という形になってございます。

あと、最後にという形なんですけれども、私ども、今年で事業開始後4年目という形になりますけれども、今までの3年間につきましては、主にやはり認証のソーシャルファームを増やすというところに軸足を置いて事業を展開してございます。その結果として、今50近いソーシャルファームが誕生しているという状況になってございますので、今年度からさらにその取組を加速させていきたいという形で考えてございます。

やはり今年度の取組といたしましては、ソーシャルファームの理念であるとか、取組そのものを広く都内に周知させていただいて、かつ、その理念や取組について都内に根付かせていく、そういったところまでソーシャルファームの取組が広げられるような形で事業を展開していきたいと思っております。

今、スライドのほうに映させていただいておりますのが、6月の末に今年度の取組のキックオフのイベントを開催させていただいて、そちらでシンボルマークを作っておるんですけれども、東京ソーシャルファームアクションという形でこういったロゴマークを作りまして、ソーシャルファームの取組を積極的に進めていくという形で、今年度の取組を実施してまいります。

具体的には、例えば区市町村様と連携したワークショップを開催したり、あとはソーシャルファームマガジンという形でソーシャルファームの取組、こちらを定期的に事業者様、都民に向けて発信をしていくという形で考えてございます。このソーシャルファームマガジンの中で、先ほど協力雇用主の事例を2つ挙げさせていただいておりますけれども、そちらの1つの事業者様、こちらのマガジンのほうにもご出演いただくような形で今調整してございまして、内々にはもうご内諾をいただいておりますので、近い将来その方の取組も、先ほどご覧いただいた動画という形で発信をしていきたいという形で考えてございます。

併せて、都民の方向けというところで、ソーシャルファームの経営について学ぶ場の提供という形で、セミナー等を通じて広くソーシャルファームに対する理解を醸成していくとか、あとは就労機関、支援機関の方とソーシャルファームの方のマッチングをさせていただいて、そういった就労に困難を抱える方、そういった方の雇用ノウハウを広くソーシャルファームのほうに提供していく、そういった取組を複合的にやることでソーシャルファームの取組を都内に

広げて、より根付かせていきたいという形で考えてございます。

今年度以降、ソーシャルファームの取組をかなり積極的に進めてまいりますので、先ほどのシンボルマークがぜひ皆さまの目に、いつでも目に留まるような形で広く都内にあふれるような形、そこを目指して取組をしていきたいと思っておりますので、ぜひ何かございましたらいろいろと私どもと連携等を深めて一緒に取組をしていただければと思っております。

発表は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいというふうに思います。ご発言の際は、挙手機能にてお知らせ願います。

それでは、伊藤先生、お願いします。

○伊藤委員 はい、ソーシャルファームについてご説明ありがとうございました。東京都がこういうソーシャルファームの認証をやっているのを、初めて伺ったので大変興味深く思いました。

それで、質問が2点ほどあるのですが、実は私は保護司もしていますので、刑務所出所者の人を指導しています。例えば、彼がこういったところで働くのは可能かなっていう視点から伺っていたのですが、就労困難者というのは、どういうふうにこの人が就労困難者であると認めていくというか、見なしていくのかというのが1つ。

それから2点目は、そういうソーシャルファームで働くことによる、要は給与ですね、給与が一般企業並みなのかと思いました。そういう給与まで東京都が補助する形で行っているのか。私がイメージしている人は、2人小さなお子さんがいるんですが、家庭を持ちつつ仕事が今なくて、出所したばかりで困っている、そういう人が就労困難者と見なされて、こういうソーシャルファームで働いたとして、家庭、家族を養うだけの給与がもらえるのかという点について疑問に思いました。

以上の2点、お答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○共生社会担当課長 それでは、産業労働局さん、お願いします。

○中島課長 ご質問ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、先ほどおっしゃった就労困難者の方になり得るかということなんですけれども、例えば出所者の方であれば、そういった専門の求人のおありかと思っておりますので、そういった専門の求人を通じて企業に就労された方については、基本的には就労困難者になり得るという形になってございます。

また、例えば障害をお持ちの方であれば、障害者手帳をご提示いただくとか、あとは支援機関様で支援を受けて就労に結び付くケースもあるかと思うんですけれども、そういった支援機関様の利用証明、そういったものをご提示いただくことによって就労困難者、就労に困難を抱える方という形でお認めをさせていただいているという形になってございます。

あと、先ほど賃金のお話も頂戴しておりますけれども、基本的には雇用がまず前提なんですけれども、ソーシャルファームには、一応、雇用形態は問わない形にしてございます。例えば、その方の事情によってパートとかアルバイトみたいな形で、結構時間を限定してでないと働けないみたいな方もいらっしゃると思いますので、特に雇用形態は必ず正規でなければいけないという決まりはないんですけれども、例えばそういった決まりがない中でも、基本的には賃金については、必ず最低賃金以上の時給になるような形の賃金の設定をソーシャルファームのほうにお願いをしております。

もちろん、そういったお給料の関係につきましては、先ほどちょっとだけしか触れてないんですけれども、事業者様に対する補助金の補助対象にもさせていただいておりますので、できる限り企業様にあまりご負担がないような形で労働者の方に見合った賃金をお支払いいただけるような体制を整えてございます。

以上でございます。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

○伊藤委員 はい、ありがとうございます。

○共生社会担当課長 他に何かご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

では、石田先生、よろしくお願ひします。

○石田委員 はい、本当に貴重なお話をありがとうございます。非常に素晴らしい取組だなと思ってお話を伺っておりました。

そこで質問なんですけれども、先ほどの就労支援機関、ソーシャルファームとのマッチングのお話について、最終的に就労支援機関とのマッチングというお話が出てきてはいたのですが、実際問題、利用者さんとソーシャルファームがどのようにマッチングされているのか、そして、今はこういうパターンが多いけれども、今後こういう展開を考えているということがあれば教えていただければと思います。

○共生社会担当課長 はい、ありがとうございます。それでは、産業労働局さん、よろしくお願ひします。

○中島課長 ご質問ありがとうございます。今現在は、ソーシャルファームとして雇用している形としては、やはり、まず就労支援機関様で一度マッチングをさせていただいて、そこで関係性を持たれた就労支援機関様から直接ソーシャルファームに対して、そういった困難者になり得そうな方をご紹介いただいて、そのご紹介後に面談等を経て、企業にマッチするなっている形になれば雇用をしていただくと。今、基本的にはその流れになってございます。

ソーシャルファーム、まだ 33、予備認証も含めて 46 しかございませんので、一番理想的には、本当にソーシャルファームが一同に会して合同面接会とか、そういうのまで行ければいいなと思うんですけども、まだまだちょっと範囲が小さいので、まだちょっと先かなとは思ってございます。今、基本的にはそういった支援機関のほうからご紹介をいただいて雇用に結び付けているというのが現状になっています。

○共生社会担当課長 はい、ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見等はございますか。

今のお話からしますと、支援機関と東京都産業労働局、その他の機関の連携が非常に大事であるというようなところだというふうに思われますが、その辺りは先日のこちらの親会である協議会でお示ししました、私どもの第二次再犯防止計画の素案の中に書かれていました基本的な方向性にも関わることのように思われまして、その辺りは事務局のほうでどうでしょうか。

○沖野（事務局） 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部の沖野と申します。計画策定の事務局をさせていただいております、6月の協議会でも計画の素案を説明させていただいた事務局になります。

今、課長の宮澤が申し上げましたとおり、お話を伺っていて、協議会でお示しした第二次計画の素案の基本的な方向性の中で、ここが該当かなというところがございます。基本的な方向性の①番「東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体の更なる連携強化」のところですよ。

産業労働局様の説明については、就労に困難を抱える方、その中には刑務所出所者等も含まれますと、こういった方々は就労を確保するのが大変困難であると。そこをアシストするような大変有意義な取組だと思っています。

東京都がやっているこういった取組が、まさしく今、伊藤委員と石田委員からご指摘いただいたとおり、具体的に再犯防止を推進する時に、対象者の立ち直りを支援するために、どういうふうに具体的に使うのかとか、実際どんな企業がどんな趣旨でエントリーしていて、本当に受け入れてもらえるのかとか、給料は幾らぐらいになるのかとか、そういったところの情報が、

私どもの計画の観点から申し上げますと、東京都だけに集約されるのではなくて、国であったり、区市町村であったり、保護司様など民間協力者様、民間支援機関の方々、こういった方々に情報としてしっかり届いて活用されるどころまで行きますと大変有意義なのかというふうに思っています。

今日この場自体もまさしく情報を共有して、こんな活用ができるというようなきっかけになる場なのかなというふうに思っていて、その部分については、今、伊藤委員と石田委員のお話でも、詳細までつまびらかに把握できたのはこの機会であるところだと思うので、なかなか、東京都に限らず各主体の取組がどこまでタイムリーに認識されているかというようなところは問題意識としてあるのかなと。私どもがやっている協議会や実務者会議の場もそうなんですけれども、色々な視点からの協議会とか、色々な場があると思うので、実際に支援に携わっている方々、犯罪をしてしまった方々の立ち直り支援に携わっていただいている方々がこういった場を使ったり、こういった情報を得て活用いただいているのか、そういったところが、第二次計画でもポイントになるのかなと。協議会でお示した素案の基本的な方向性①番のところ、「連携強化」としておりましたが、少し曖昧な感じがするので、少し踏み込んで書いてもいいのかなと思いつつ今聞いていたところです。その辺、実際に、例えば法務省の東京保護観察所様、保護観察に直接メインで携わっていただいています、猪間次長、ご所感とご意見、お伺いすることはできますでしょうか。

○共生社会担当課長 猪間委員、いかがですか。

○猪間委員 はい、東京保護観察所の猪間でございます。本日は、貴重なお話どうもありがとうございました。ソーシャルファームについて、丁寧に分かりやすいご説明をいただきまして本当にありがとうございました。こうした東京都さんのほうで行っている就労支援に関する取組の情報を観察所や保護司さんのような関係者の方々とタイムリーに共有していただくことができれば、より活用しやすくなりますし、せっきくの取組の成果も上がっていくものと思いますので、ぜひそのような仕組みを検討していただければありがたいなと思います。

この場をお借りして、当庁の就労支援の現状等についても少しお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

○共生社会担当課長 はい、お願いします。

○猪間委員 当庁において、対象者の前歴を承知で雇用してくださる協力雇用主として登録していただいている数ですが、昨年10月1日現在で1,187社あったんですけれども、実際に対象

者を雇用してくださっている事業者というのは80社、わずか80社にとどまっております。登録数と実際に雇用している事業者の数に開きがある理由について、最近、担当部署のほうで分析を行いましたところ、年齢面におけるニーズのミスマッチが大きな理由だということが分かりました。当庁の保護観察等の対象者で就労支援を希望する人というのが大体年間400名程度おまして、その平均年齢が45歳ぐらいなんです。本年8月21日の時点で協力雇用主として登録されている事業者の数が若干先ほどの数値より減っておりまして1,176社あるんですけども、このうち45歳以上の方を採用可能な雇用主というのが220社となっております、こうした年齢面において雇用主と求職者のニーズにミスマッチが生じているということが問題の根底にあるということが分かりました。

以前は、ただただ、協力雇用主の数を増やしていこうとしていた時期もあったんですが、ただやみくもに数だけ増えても意味がなくて、就労支援の実効性を上げていくためには求職者のニーズに合った協力雇用主を増やしていく必要があると考えております。当庁の場合は、今申し上げましたとおり、支援を求めている人の年齢層というのがそこそこ高いですので、ある程度年齢の行った人でも雇用してくれるような協力雇用主が増えていくといいと思っております。

一方、当庁管内で保護観察終了時に無職だった人の属性について見てみますと、50歳代以上で家族等の支援を受けられない更生保護施設の入所者や、精神疾患を抱えている人たちが多く、こうした人たちに対する支援の充実を図ることが求められていると考えております。

こうした人たちには、生活保護を前提としつつ段階的に社会参加のための就労ができるような、そんな枠組みが必要でして、そういった意味では多少、賃金が抑えられていてもいろいろな面からしっかりサポートをしていただけるソーシャルファームの活用可能性やニーズというのは非常に高いというふうに考えております。

現在、当庁の協力雇用主として登録されているソーシャルファーム認証事業者は6社ございまして、うち4社に雇用実績がございます。建設業関係の2社では多数雇用していただいておりますし、その他、清掃業ですとか、情報通信関係の事業者でも雇用をいただいております。今後こうしたソーシャルファーム認証事業者の協力雇用主への登録がますます増えていくことを期待しているところです。

以上でございます。

○共生社会担当課長 はい、ありがとうございます。

事務局から。

○沖野（事務局） 沖野です。今、猪間次長からお話しいただいたとおり、協力雇用主という犯罪歴のある方を積極的に雇用していただける国の制度ですね、一方、認証ソーシャルファームは東京都の事業ですが、でも重複して6社登録いただいているところもあって、お互い趣旨が全く同じ事業ではなくても重なる部分は大きく、そういったところが連携することで再犯防止の推進にも大きく促進効果があるのかなというふうに思いながら聞いていたところです。

例えば、就労で言えば、保護観察所様が主宰されている刑務所出所者等の就労支援事業協議会、ここには産業労働局も私ども生活文化スポーツ局も東京都としてエントリーしているんですね。今日のこの場も含めて、そういったところ等を活用して意見交換、情報交換、連携の強化みたいなものが進むといいのかなというふうに思いながら聞いていたんですが、猪間次長、そういったことは現実的にいかがですか。それに限らず、いろいろな場でこういった各事業に関して連携を強化したり、情報共有を推進したりというようなことはいかがでしょうか。実態と合っていますでしょうか。

○猪間委員 そうですね。本当にいろいろな機会に、こうした場面に限らずタイムリーに情報共有できるような、そういった仕組みができれば非常にありがたいなというふうに考えております。

○沖野（事務局） はい、ありがとうございます。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

他の方からご意見、ご質問等はございますか。

それでは、次の話題に移りたいというふうに思います。

続きまして、次の協議事項は、東京都再犯防止推進計画の重点課題6「再犯防止のための連携体制の確保等」に関しまして、八王子市生活安全部の昆防犯課長様から、八王子市の再犯防止の取組についてご説明いただきます。昆課長、よろしく願いいたします。

○昆課長 はい、ありがとうございます。八王子市生活安全部防犯課長の昆と申します。本日は、このお時間を頂きまして八王子市の取組についてご説明させていただきます。お時間15分程度になるかと思っておりますのでお付き合い願いたいと思います。

まず、八王子市のイメージを持っていただければと思ひまして、地図がございしますが、緑色の部分ですね、東京都の地図の緑色の部分が八王子市になります。人口は約56万人で、職員数は2,911人となっております。ちなみに八王子観光PRキャラクターですね、高尾山の天狗

をモチーフにした「はっちお〜じ」というキャラクターを観光キャラクターとしております。

続きまして、八王子市の再犯防止の担当所管は、生活安全部防犯課という安心・安全部門で行っております。恐らく、ほとんどの自治体では福祉部門で所管されているのかなと思っております。ここが大きく違うところかなと思っております。

ちなみに、防犯課ですね、どのようなことをやっているかと申しますと、防犯パトロールカーでのパトロールですとか、不審者などの防犯情報の配信、特殊詐欺対策ですとか、町会自治体の防犯活動の支援などを行っております。また、再犯防止の推進の関係では、この計画の推進の事業ですとか、社会を明るくする運動の事業などを行っております。

続きまして、再犯防止の八王子市の状況というところで少し触れさせていただきます。八王子市には、八王子、高尾、南大沢の3警察署がございます。ここで検挙者数に占める再犯者数の割合である再犯者率を簡易進捗で管理しております。ちょっと、この資料、少し古いんですけども、令和4年には刑法犯認知件数が増加に転じておりまして、まだ令和4年の再犯率が出ておりませんが、これまでの傾向としまして、再犯者数は減少しているものの再犯者率は横ばいか増加の傾向にあると認識しております。

続きまして、八王子市の再犯防止推進計画になります。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、福祉部門ではなく安全・安心部門で計画を策定したこともあり、福祉計画等に包含せず単独で計画を策定したところが特徴でございます。

また、計画期間につきましては、今年度改定を進めておられます都の計画を反映できるように、1期目につきましては令和6年度までの4年間としております。

また、再犯者率を成果指標に設定しております。ただ、こちらは、当初、設定したものの、なかなかちょっと市がコントロールできるものでもないということで、議会等での説明に苦労しているところでございます。

続きまして、八王子市では、計画を進めていくために再犯防止推進会議というものを年2回のペースで開催しております。構成メンバーにつきましては、更生保護団体であります保護司会、BBS会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会に加えまして、東京保護観察所立川支部ですとか、市内の矯正施設である多摩少年院、また同じく市内の更生保護施設の自愛会・紫翠苑の方にも参加していただいているところが特徴でございます。

ここから、本日メインとなります八王子市の取組をご説明させていただきます。

まず、多摩少年院と連携した取組でございます。多摩少年院は、八王子市に所在する矯正施

設でありまして、これまでも、多摩少年院とは、市の職員が少年院の視察員となるなど関係はございました。

また、計画の策定をきっかけに、多摩少年院とは、さらに関係が深くなってきているところでございます。市側には計画を推進したい思いがあり、多摩少年院側につきましても、地域の理解の促進ですとか共感度アップのために多摩少年院の外へ出た活動を求めていましたので、担当者レベルで意見交換を行いまして、幾つか取組につなげております。

このページにつきましては、多摩少年院の活動を紹介するパネル展示を掲載しております。展示の中身自体は多摩少年院側が作成して、パネルと場所を市が用意しております。令和3年度につきましては、八王子市役所本庁舎のロビーで実施いたしました。令和4年度につきましては、他の南口総合事務所という支所ですとか、防犯課が出るイベントですね、NPO フェスティバルというイベントですとか、防災防犯フェアにも多摩少年院にお声掛けして展示する機会を増やしております。

続きまして、法務教官による特別授業になります。市立小・中学校のセーフティ教室というのがございまして、その枠組みを活用した法務教官による特別授業を実施いたします。こちらは、計画策定時から準備を進めておりまして、いざ、どのような授業を行うかというところで話し合いを進めていったところ、学校側が求めていることと法務教官ができる話と若干ちょっと食い違いも出ておりました。私自身も、授業でやる話というのが、多摩少年院に入る少年たちがどのような状況で犯罪に巻き込まれて入ってしまって、他の子たちはそれに気を付けてもらいたいような話でいいのかななんて思っていたところであったんですけれども、やはり再犯防止の趣旨を考え、実際予定している授業では、抱えている背景や、誰一人取り残さない社会に向けたという視点での授業を行うことで予定しております。実は、この授業ですね、今年度秋から、3校で予定しております。

この多摩少年院との連携の授業の取組なんですけれども、防犯課が直接調整している事業ではございませんで、教育委員会の指導主事と少年院の教官をつなげて行ってもらうものになります。最初の年は、最初それぞれの顔つなぎをして、後はお任せしてしまったところ、お互い通常業務が忙しい中で実施までには至りませんでしたので、2年目は、ある程度話し合いが軌道に乗るまでわれわれがちょっと間に入りまして、この秋ようやく実施する運びとなっております。

続きまして、在院者による市営霊園での花壇整備になります。実は、この取組自体は計画策

定よりずっと以前から行われております。さらに、もう、かなり 30 年、40 年以上昔になりますけれども、JR 八王子駅に駅ビルですとかペデストリアンデッキができる前にロータリーに花壇がございまして、院生にその花壇の整備をしていただいたことが始まりだと聞いております。現在は、市営霊園の花壇に、出院間近の在院者の方が教官と一緒に来て、教官の指導を受けながら季節ごとに年数回整備をしていただいております。

また、お墓参りに訪れる方も作業中いらっしゃるんですけれども、当然、院生であることは分からないようになっているんですけれども、「いつもきれいにしてくれてありがとう」などの声を掛けてくれる方もいまして、大変励みになっているのではないかと考えております。

続きまして、社会を明るくする運動になります。社会を明るくする運動につきましては、恐らく他の自治体さんと同じく駅頭一斉活動ですとか、作文コンテストを中心としたホールイベントなどを中心に実施しております。本市におきましては、昨年からはサッカー J1 リーグの FC 東京に協力していただきまして、このイベントに参加してもらっているところです。

FC 東京に協力をお願いできたのも、先ほどありました多摩少年院との連携が深まったことから始まっております。実は、多摩少年院と FC 東京につきましては、平成 29 年ごろから連携して院生の職場体験やサッカー教室を実施しております。その中、再犯防止をきっかけに、私ども、多摩少年院と関係が深くなりましたことで FC 東京を紹介していただき、協力していただくことになりました。やはり FC 東京とコラボすることで、これまで再犯防止というところに全く関心のなかった世代に啓発ができていのかと考えております。

こちらがホールイベントのほうになります。今年度につきましては、多摩少年院が創立 100 周年を迎えましたので、多摩少年院の院長と FC 東京の石川直宏さんに講演をしていただきました。

こちらがその他、市の図書館でのテーマ展示ですとか、図書館のテーマ展示においては、ちょっと見にくいんですけれども、上に連凧が吊ってあるんですけれども、八王子 BBS 会が作成した連凧を飾らせていただいて、訪れた方の目に留まるようにということでテーマ展示をしております。

また、右のほうなんですけれども、これは職員が作った、更生保護のキャラクターを活用した団扇になるんですけれども、少し見にくいんですが、右側の黄色いほうで QR コードが付いておりまして、この団扇を啓発活動の時に配りまして、この QR コードから動画とかに飛ぶような仕組みをしております。それで少しでも関心のなかった人が見ていただければということ

で啓発しております。

続きまして、こちらがキッズパトロール防犯教室というものになります。こちらは、もともと市の防犯課で警察と連携して行っている事業になります。子どもたちの夏休みを利用して、青パトですね、防犯パトロールカーに乗車しながら、防犯の広報を呼び掛ける取組になっております。先ほど申しましたが、八王子につきましては3警察ございまして、そのうちの1つの警察署のほうで、補導とか、警察にちょっとお世話になってしまった子どもに参加してもらいまして、防犯活動を通じて立ち直り、支援をつなげる取組を行っております。実際、私も立ち会ってきたんですけれども、参加した子どもたちですね、活動した後の顔つきが活動前と比べまして自信を持った顔つきに変わりました、これはやはり立ち直りと言いますか、参加した関係者からも大変好評でありました。

あと、続きまして、市の職員の研修になります。やはりわれわれ八王子市、基礎自治体の職員としまして、犯罪をした人たちが抱えている課題を全職員が理解して、適切な行政サービスにつなげていかなければなりません。計画策定の1年目につきましては、全職員を対象に再犯防止基礎研修というのを、eラーニングの手法を使いまして行いました。2年目につきましては、都の区市町村向け再犯防止研修会を活用しまして、再犯防止と関連の深い所管の職員を対象に行ったところです。この研修の中では、都の犯罪お悩みなんでも相談の受託事業者の方が講師をされまして、実際にあった事例を基にグループ形式で討議を行いました。

参加した職員からは、自分のところの仕事のほうは理解して深めていくところはあるんですけれども、立ち直り支援はやはり多くの所管が関わることでないと再認識できたという声がありました。大変好評だったため、今年度も東京都さんをお願いしたいと考えております。

取組につきましては以上のところになりまして、八王子市では、第1期の再犯防止推進計画におきまして、顔の見える関係づくりを重視して取り組んでまいりました。その中で、やはりこちらから出向いて施設見学をお願いして、そこで意見交換をさせていただくことで、お互いに、市に求められていることと実際市ができないこと、また相手がどのようなことを求めているかというのを、率直に話をさせていただいたところです。

また、幾つか施設のほうにも行きましたし、あと東京保護観察所の立川支部の保護観察官の方とも意見交換させていただきまして、その中で保護観察官の方たちが市役所にちょっと遠慮してしまっているような話もありましたので、そんなところは遠慮しなくていいですよみたいな話もしたりですとか、やはりやって良かったなと思っております。また、引き続きそうい

った取組は継続していきたいと思っております。

あと、関連所管のイベントに足を運んでいくことも大切だと思います。先ほど再犯防止推進会議というのを開催していると申しましたけれども、なかなか、大勢の前で聞けないような話というのも実際その場で聞けたりということもできるのかなと思っております。

あと、最後ですね、できることはすぐ取り組むというところで、お互いよくあるのが、各団体さんとかで市の施設をちょっと使いたいんだけどっていうことで、施設の予約がなかなか取りづらいんですけども、そういったところを手伝ってあげたりすることによってお互いの関係性が生まれてくるのかなとも思っております。

最後に、今までお話ししましたとおり、関係性を築きまして新たなことにチャレンジして成功事例を増やしながら再犯防止を進めていきたいと思っております。冒頭に申しましたとおり、八王子市は安全・安心部門が所掌しておりますので、逆に言うと、私たちは福祉部門の知識がかなり弱いです。皆さまの参考になったか分かりませんが、私たちも他団体がどのようなことを行っているのかは気になっているところです。ぜひそういったところを都のほうとかで各団体の取組を教えていただけたらとも思っております。

私のほう、説明は以上になります。ありがとうございました。

○共生社会担当課長 はい、ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら発言いただきたいと思っております。ご発言の際は、挙手機能にてお知らせ願います。

それでは、伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤委員 はい、たびたびすみません、伊藤です。八王子市の取組を詳しく説明していただいてありがとうございました。非常に熱心に再犯防止に取り組まれていることがよく分かりました。

簡単なことですが、1つ質問があります。職員研修をなさっているということで、入門の研修でしたか、eラーニングでというお話でしたけれども、この研修内容はどこが作られているのかを教えてくださいませんか。よろしく申し上げます。

○共生社会担当課長 はい、ありがとうございました。では、八王子市さん、申し上げます。

○昆課長 はい、eラーニングの全職員を対象とした研修につきましては、第1期の計画を策定したタイミングで作りまして、中身につきましては市の担当職員が中心になって作ったものになります。

以上になります。

- 共生社会担当課長 はい、ありがとうございます。伊藤先生、何か他にございますか。
- 伊藤委員 今、研修内容はどこが作られたかを教えていただきましたが、研修を受けた職員の方々から、フィードバックというか評価があったかお尋ねします。
- 共生社会担当課長 八王子市さん、お願いします。
- 昆課長 はい、やはり、そういった立ち直りの支援が必要な方がいるとか、更生保護で活躍している方がいらっしゃるとかというのを知らなかった職員がほとんどなので、前向きにそういった視点を持ちながら業務をやっていきたいという意見が結構多く見受けられました。
- 共生社会担当課長 ありがとうございます。
- 伊藤委員 ありがとうございます。こういう研修はとても大事だと思いましたが、続けていかれるといいと思います。ありがとうございます。
- 共生社会担当課長 他にご意見、ご質問等はございますか。

今日、特別に参加してくださいました中野区さん、瑞穂町さん、内容が区市町村の話ということもございますので、何かございますか。では、瑞穂町さん、お願いします。

- 小山係長 東京都さんが実施している犯罪お悩みなんでも相談は、とてもいい事業だとは思いますが、これをさらに充実させるような予定はあるのでしょうか。
- 共生社会担当課長 はい、事務局のほうでお願いします。
- 沖野(事務局) 東京都生活文化スポーツ局の沖野です。東京都の犯罪お悩みなんでも相談は、犯罪をしてしまったご本人であるとか、その支援者の方や、ご家族の方、どなたからでも相談を受け付けて、社会福祉士などの専門職が支援機関につなぐ事業です。現状、区市町村様に対しましても相談窓口として窓を開いております。

都内の区市町村で再犯防止推進計画が策定されているところが、まだ 23 ぐらいですかね、最新ではないかもしれないですが、23 は確認できていると思います、まだ半分にも達していないというところです。

区市町村様は支援の直接の窓口を持っているので、区市町村様も一緒にやらなければ、なかなか都内の再犯防止が進まない。そういった趣旨から、区市町村様から、研修で庁内理解を深めたいとか、新しく事業を検討していて予算を当局に要求して事業化したいとか、そういった時に相談を受け付けています。その相談窓口として、犯罪お悩みなんでも相談というのを区市町村様向けにも開いて、私どもでやっているところです。区市町村様からアンケートをいた

だいているのですが、大変有意義だというご意見をいただいています。幾つか行っている支援策の1つです。

なお、今年度から日数を増やしています。

○共生社会担当課長 週3日です。

○沖野（事務局） 区市町村に対する支援という意味でも、第2次計画期間、来年度から5年間ですけれども、引き続き、犯罪なんでもお悩み相談を使って、何か困ったことがあれば受け付けるというようなことはやっていきたいと思っています。現状としては、今年度拡充して日数を増やしていきまして、状況によっても増やしていくことも検討する余地もあるとは思っています。

また、区市町村の職員様対象の研修であるとか、その他にも希望を募って研修を個別で実施したり、あとはメールマガジンを発行したり、そういったことをやっています。

東京都は広域自治体として区市町村様を支援する立場にある、これは国の第二次計画にも今回明記されているところです。今、八王子様のお話を伺っていて、これは国の第二次計画で都道府県の役割として明記されていると。市区町村に対する必要な支援や城内ネットワークの構築、こういったことをやるべしというふうに都道府県に求めているんですね。東京都の第二次計画の素案におきましても、基本的な方向性の③番のところで、区市町村様と共に息の長い支援を実現していくべしというところを示させていただきました。犯罪お悩みなんでも相談もそうなんですけれども、区市町村様の側の視点から、例えば東京都にこんな支援を求めるとかそういったようなことがあれば、ぜひ計画案の中にもそれを可能な限り反映させていきたいなというふうに考えていて、八王子市様と、瑞穂町様、中野区様にも今日ご参加いただいています。が、計画への反映という観点から、もしよろしければご意見をお聞かせください。

○共生社会担当課長 瑞穂町さん、いかがでしょうか。

○小山係長 そうですね、町としても再犯防止についていろいろやっていきたいので、ご協力はしていきたいと思っています。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、中野区さんはいかがですか。

○高橋係長 中野区の高橋と申します。本日は、出席させていただきましてありがとうございます。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

○高橋係長 質問というわけじゃなくて感想で恐縮なんですけど、同じ自治体として八王子市様の取組を聞かせていただきましてとても参考になりました。私どものほうでは、やはり子ども向けの取組ですとか、あと地域の、先ほど FC 東京さんと協力をしてということのを伺いまして、そういった、いろいろな協力を求めているというところがとても参考になりまして、現在の区の計画の計画期間が来年度までなんですけど、その次の策定に向けて参考にさせていただきたいというふうに思いました。今日はありがとうございます。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございますか。八王子市さん、何かございますか。

○昆課長 はい、私どものほうですと、先ほどもちょっと自分の説明のところでも言っているところもあったんですけども、再犯防止に関する情報ですとかノウハウ、専門知識なんかはやはり不足していますので、なかなか、実際、八王子もそうなんですけど、今自分がやっていることがこの方向でいいのかっていう、ちょっと不安もありながら進めているところでございます。また、他団体の事例ですとか、今、東京都さんが進められている計画策定についても、引き続き情報共有をしていただきたいと思いますと思います。

また、継続的に行うためには、専門性を持った職員の育成ですとか、庁内理解の促進が必要になってくるかなと思っております。

以上です。

○共生社会担当課長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

それでは、他にご意見等はないようですので質疑応答は以上にしたいと思います。

事務局から何かありますか。

○沖野（事務局） はい。今、八王子様のお話もいただいて、今日の議論を計画にいかにか反映していくかというところだと思っております。基本的な方向性の①番のところでは、ソーシャルファームのご説明を産業労働局様にいただいて、このような個別の各主体の取組を関係者間で共有して活用していきたいと。③番のところでは、区市町村様支援のところを書いていますけど、少し概念的な書き方をしております、国の計画もちょっと概念的な書き方ではあったんですけど、東京都は広域自治体なので現場も持っていて、実際に区市町村様を支援する立場であることも認識していますので、もうちょっと具体的に書いてもいいのかなという印象を受けたところです。

今日の議論の計画への反映という意味では、③番の区市町村様支援のところは大きな視点ですし、また、産業労働局様に説明いただいたソーシャルファームの就労支援の事業で、各主体の取組が各主体間で共有されることの意義というところがポイントなのかなというふうに考えてみました。連携を強化した結果、本当にその先に何が起こるかというようなところまで次の計画では踏まえていくという、そういうフェーズなのかなという印象を受けたところで、貴重なご意見、貴重なご発表をいただいて、それを計画案に反映させていただきますので、そんな視点で案をさらにいいものにしてまたお示ししたいと思います。計画改定の事務局として申し上げたいと思い、お時間をいただきました。ありがとうございます。

○共生社会担当課長 では、本日のご説明及び皆さまからいただいたご意見を踏まえまして、今少し説明ありましたけれども、第二次東京都再犯防止推進計画の案の作成を進めてまいりたいと思います。貴重なご説明とご意見を賜りまして大変ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールについてご案内いたします。本日、皆さまからいただきましたご意見と、去る6月の協議会における協議等を反映しました第二次東京都再犯防止推進計画案を事務局にて作成いたします。今後の第2回実務者会議開催前に、その計画案を協議会及び実務者会議の委員の皆さまにお示しいたします。その際、本日ご協議いただきました重点課題以外の重点課題等も含めまして、計画案全体につきまして再度ご意見を賜りたいと考えております。

以上の検討を経て作成しました計画案をパブリックコメント前の計画案として、第2回実務者会議でお示ししたいと考えております。

10月頃に第2回実務者会議及び第2回協議会を開催する予定でございまして、皆さまにご都合をお伺いし、現在調整を進めているところでございます。日程等が決まりましたら改めてお知らせいたします。

委員の皆さまには、今日のご多忙のところ恐縮ではございますが、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日予定していました議題は以上になります。本日の議事につきましては、後日、ご発言いただきました皆さまには議事録をお送りし、内容をご確認いただきました後、公表させていただきます。

閉会に当たりまして、全体を通じてご質問等はございますでしょうか。特になければ、後日、何かございましたら、事務局まで電話、メール、その他でご連絡いただければと思います。

以上をもちまして、令和5年度第1回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会いたします。本日は、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。オンライン参加の皆さまは、退出ボタンによりご退出ください。

以上となります。ありがとうございました。

午後3時30分閉会